

館山市と株式会社トライアングルとの連携に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社トライアングル（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進すること
で、地域の一層の活性化を図るとともに地域の魅力をより広く伝えることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 館山市で行われる観光イベントへの協力
 - （2） 館山市の観光振興に関する情報発信
 - （3） 災害時における被災者及び救援者、救援物資等の輸送等に関すること
 - （4） その他、関係人口の拡大、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携し取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号において連携して取り組むこととで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面による特段の申し出を行わない場合には、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1） 甲、乙又は甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- （2） 甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- （4） 甲、乙又は甲、乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の変更を申し出た場合には、その都度、甲と乙が協議して必要な変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、第3条の有効期間にかかわらず、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- （1） 相手方から知り得たときに既に公知となっていたもの、又は、相手方から知り得た後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
 - （2） 相手方から知り得たときに既に保有していたもの、又は相手方から知り得た後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - （3） 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わずして本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和7年 9月 17日

甲：千葉県館山市北条1145-1
館山市

館山市長

森 正 一

乙：神奈川県横須賀市小川町27-16
株式会社トライアングル

代表取締役

鈴木 隆 裕